

令和5年第16回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年8月25日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 議案

- (1) 議案第38号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

4 報告

- (1) 教育長報告
令和5年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
その他

開 会 午前 9時00分
閉 会 午前 9時40分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深

同	保健給食課長	唐澤 貞信
同	教育指導課長	山本 浩司
同	副参事	風間 浩也
同	学校教育支援センター所長	村瀬 美紀
同	光が丘図書館長	山崎 直子
こども家庭部長		関口 和幸
こども家庭部子育て支援課長		山根 由美子
同	こども施策企画課長	佐藤 重康
同	保育課長	清水 輝一
同	保育計画調整課長	山口 裕介
同	青少年課長	小島 芳一
同	子ども家庭支援センター所長	橋本 健太

教育長

ただいまから、令和5年第16回教育委員会定例会を開催する。
本日は午前9時からの開催とさせていただいているので、よろしく願います。
それでは、案件に沿って進めさせていただきます。
本日の案件は議案1件、陳情1件、協議2件、報告1件である。

- (1) 議案第38号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに議案である。
議案第38号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について、資料1が出ているので、説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

以上である。
新日については、この資料の2ページ目の2の改正の内容そのものが変更前、変更後ということで、お含み置きをいただきたい。
では、ただいまの議案について、ご質問等があれば、お願いをする。
仲山委員。

仲山委員

細かい話で恐縮なのだが、改正の内容、2番のところ、例えば(1)のときに「常時介護を要する状態にあり費用を」云々ということだが、「状態にある」というこの表現は、公務災害に遭って常時介護を要する状態になると、この費用が適用されるということだと思う。そうすると「状態にあり」というのは、ずっとその前から状態にあるように読み取れるが、こういう状態になった場合、限度額の費用が出るという、それではまずいのだろうか。

保健給食課長

中身としては委員おっしゃるとおりであって、公務災害によって、このような状態になったという場合に、その後、こうした補償が受けられるということで、条例の中全体で、例えば公務災害のように、次のような状態になった場合というものが列挙されたりして、そのように規定をしているところである。

仲山委員

これは条例の中の表現とは違うわけか。

保健給食課長

条例の中で別表等において、その金額を定めるときにこういう表現をしているが、その前提としての公務災害によるものだというようなことについては、条例のほかの部分で規定をしているという意味である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにないだろうか。
中田委員。

中田委員

今までも改正する 때가 あった と思うが、この東京都の均衡を図るためということで、これは練馬区が行っていることだと思うが、他区でも同じように、これはこうなっていることなのだろうか。

保健給食課長

他区においても同様の条例を制定しているので、時期に若干のずれがあったとしても、どこの区も同じように改正するというところである。
以上である。

教育長

よろしいだろうか。ほかにないか。

ただいま区立小中学校の学校医等であっても、都立学校の学校医にもなる可能性も多分にあるわけである。その際に同じような事象で、いわゆる補助単価が違うというようなことをできる限りなくすよということ、都教委が変わったときには同時に変わっているというのが、ただいま保健給食課長が申し上げたとおりである。

条例は、都教委のほうが先に変わる関係から後づけになってしまうので、若干タイムラグが生じるが、従来からこのような形である。それから「状態にあり」というところだが、「状態となり」という言い方のほうが、ある意味では適切かもしれないが、この条例については、ここだけではなくて、こういうような状況で表記をされているので、ご理解を賜りたい。

ほかに。

教育振興部長

今の「介護を要する状態にあり」というところなのだが、実際になった場合というのは当然あるが、既に常時介護する状態にあった方についても、ここの補償額が、限

度額が改定されるとそれに伴って改定されるということもあるので、そういったところも含めての規定となっている。

以上である。

教育長

確かにそうである。よろしいだろうか。

それでは、ほかはないだろうか。

議案第38号は承認とさせていただきたいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのように決定させていただく。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

では、次に、陳情案件である。継続審議中の陳情1件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続といたしたいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

教育長

次に、協議案件である。協議の(2)令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について、こちらは本日事務局より新たに提出された協議案件となる。

それでは、資料が出ているので、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

この評価の仕方である。確か昨年どこかで、この評価の仕方に関して、ここで1回議論したことがあったと思う。だが、最終的には今までどおりの、今日ここに提示されているやり方でいこうという、結論になったかと思う。そうだったかという、その確認である。

教育総務課長

昨年度ご意見いただいたところが、別紙2-2をご覧いただくのが分かりやすいと思う。教育分野の「1教育の質の向上」の中に、
、
とあるが、ほかの重点施策に比べて「学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実」の右側の主な取組項目が、ほかに比べると非常に多いということで、これを少し分割したほうが評価しやすいのではないかというご意見だったかと思う。また一方で、一つ一つ細かくというと、逆に評価しづらいので、この形態のほうがやりやすいのではないかというご意見もいただいているところである。

ここについては、主な取組項目というか、重点施策ごとに評価をしていくということで、この点検・評価を進めるので、量は多いが、これを2分割とか3分割とかすると趣旨が少し変わってきてしまうので、それぞれについて、片括弧については、1に値するものも3に値するものもあるかもしれないが、重点施策はこれ全体としてどういうふうに大綱の中で進んでいるかという評価をしていただいたほうがいっただろうということで、今までと同じふうにさせていただきました。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

今の課長のご説明のとおりで私もいいかと思ったが、私が昨年、前回出した意見として、主な取組項目ごとに評価をしたほうがいいかと思ったが、重点施策で評価をして、1)から9)までの項目について評価がかなりばらばらになる可能性があるわけだが、その場合には意見を書く欄もあるので、そこで自分の考え方を書かせていただき、重点施策で大きな評価をするということで私も納得したので、それでよいかと思う。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。
坂口委員。

坂口委員

感想として。これは確かに - 1) から 9) までの項目について、それぞれの意見が、本当は1つ1つの数字に合わすということの非常に困難さがあると思う。もちろん議論もそう。それで、多分1) から 9) まですべてが、例えば1番いい評価にはならないし、平均や全体を見てとなるのだろうが、私はこれにずっと取り組んでいて、本当に一番苦労している。教科書は別として、これは非常に大変な評価、委員としての責務だと思う。やっぱりきちんと取り組むが、3対2になったら、もう3のほうを取るのかなとか。そういうふうに自分を納得させて決めたとするような感じがする。本当に委員としての、教育行政の一番大事なところなので、丁寧に取り組むというのはもちろんであるが、それを数字に表す困難さというのは非常にあると思う。意見というか、みんなで頑張っていたきたいと思う。

教育長

ほかはないか。
どうぞ、中田委員。

中田委員

点検・評価にかかることが微妙なのだが、「支援が必要な子ども」のところでは障害があるとか、障害児保育ということで、教育委員会の中に障害施策課みたいな、どういう名前なのか分からないが、そういう方が入らないのはなぜなのかと思った。それは何か決まりがあるのか。多分、福祉部になるのでまた部が変わってくるのか、ここでいろいろお話をするとき、この分野について教育委員会の中で、専門的に聞ける方というのは一体誰なのかと思った。

保育課長

現状的には今おっしゃったように福祉部に障害者施策推進課というセクションがあり、これは子供たちに限らず全ての障害者を取り扱っている。その中で、私どもの保育課の中に保育支援係というセクションを持たせていただいて、具体的に障害児保育、また、医療的ケアといった個別の分野について、この大綱に基づいて取組を進めているという状況である。全体のことについては、私どもの障害児保育のことについても、日々障害者施策推進課とは情報共有をしながらやっているの、全体の福祉の計画もありつつ、その中で特出しをしてこの中で取り組んでいると、そういったご理解でよろしいかと思う。

子育て支援課長

ただいま保育課長のほうから未就学の子供の保育の部分については保育課のほうで個別の分野についてはという話であったが、学齢期の子供の部分については、学校教育においては学務課の中に就学相談等もあるし、学童クラブのところについては、子育て支援課の中で学務課とも連携を取りながら対応しているので、その辺り、それぞれの課の中で対応しているところであるが、もちろん福祉部とも連携を取りながらやっているの、何かあればお問合せいただきたい。

以上である。

教育長

平成24年にこども家庭部ができて、それで教育委員会に入ってきたときの組織改正の大きな眼目の一つに、ゼロ歳から18歳までの子供の、いわゆる、続いた見守りというか、育成というか、切れ目のない育成というような、これがテーマで、練馬区のこども家庭部が出てきたところである。それについては障害の有無に関わらず子供たちを連続して見守っていき、支援をすると、これが眼目になっていて、障害者部門というのは確かに専門の部門が、先ほど保育課長からあったように、障害者施策推進課というのは福祉部にあるが、その部分の、いわゆる子供たちの部分については、我々のほうで一貫して行っているというのが実態である。

先ほど、評価の9項目についていろいろあったと思う。坂口委員からもお話あったが、1番評価の多いやつを選ぶという、いわゆる統計でモードとかメディアンとかいうやり方もあったり、それから、全部平均をとって何点にするかというような評価もあるかと思う。なかなか項目が多くて、高い評価とそうでもない評価が混在しているので評価は難しいかと思うが、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思う。

ほかにあるか。

それでは、よろしければ、協議については以上とさせていただきます。また引き続き評価のほうもお願いします。

なお評価は、昨年度、令和4年度の評価であるので、特にコロナなんかは、今年はどうなるかは来年の話だが、一応、昨年度の状態の評価をしていただくということで、よろしくお願いします。

また、継続審議中の協議1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、教育長報告である。本日は1件、ご用意をさせていただいている。

それでは、説明をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

ご質問等あるだろうか。

では、私から。今日の冒頭でやった議案第38号は条例改正の議案制定依頼。今のは報告事項であるのはどうしてだろうか。お答えいただけるか。

保育計画調整課長

こども家庭部の所管の条例については、本来であると区長の所管事項であることを教育委員会のほうで担当しているのです、このような取扱いになっているという理解である。

以上である。

教育長

ただいま課長が申し上げたとおりで、この学校医、学校歯科医の議案は教育委員会固有の条例である。したがって、条例を変えたいとすれば、条例制定権というか、議案提出権がある区長にお願いをしなければいけない。だから、議案。ただいまのこども家庭部の案件は、本来区長が所管している条例を私どもがやらせていただいているという、補助執行という言い方をしますが、我々は委任されてやっている。したがって、本来、区長が条例制定とか議案を提出するお立場にあるので、私どものほうからお願いするという、無心をするという、そういう意味合いで議案と報告事項の違いがある。時折この案件について出てくるときがあるので、よろしくをお願いをする。

それでは、ただいまの件について、ご質問等ないだろうか。よろしいだろうか。

それでは、当方でご用意した案件は以上であるが、事務局から何かあるか。

事務局

事務局である。現在のところほかはない。

教育長

委員の皆さまから何かあるか。

坂口委員

8月はこれで終わりである。新学期というか、夏休みが明けて、子供たちが登校できるという、毎年この時期というのは、マスコミも取り上げているが、非常に大事な時期である。今日は25で新学期までもう少しあるが、教育指導課長はいろいろなことに気をつけておられるのではないかなと思って、そのことを伺っておく。

教育指導課長

ゴールデンウィーク明けとか、長期休業が終わる前後、8月の終わりから9月初めについては、例えば、子供の自殺が一番多い時期でもあり、また、子供の不登校なども始まる傾向がすごく強いということについては、繰り返し生活指導主任会とか、ま

たは校長会、部長会などで繰り返しお伝えしているところである。長期休業に入る前には、改めて、長期休業に入る前の留意していただきたいという点について、例えば、いじめなどの事案が解決していない子供だとか、登校渋りとか、または不登校の子供であるとか、そういった子供たちに対しては長期休業期間中でも定期的に連絡をするとか、長期休業が終わる前に状況を確認めるとか、安心して子供たちが登校できるような環境をつくるようにということを各学校に指示をしているところである。

また、学校が始まったら、子供たちの様子をしっかりと見るということ、またはアンケートや子供たちの生活、夏休み生活の様子などをきちんと聞き取る機会を設けて、2学期をスムーズな学校生活がスタートできるようにということで、確認のお願いをしているところである。

以上である。

坂口委員

猛暑がずっと続いて、9月明けもまだ続くような状況であるが、本当に身体が健全ではない状態、大人も子供もそうである。本当に体力が必要というか、猛暑に耐えながらの学校生活、大丈夫かしら。もう札幌では休みにしたなんていう話まで聞いて、そういう対策も大事だし、本当に2学期が無事に開くことを願っている。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

中田委員。

中田委員

夏休み中に学校の登校日とか、そういうのは、各学校あったのか。

教育指導課長

登校日というものをあえてこちらで設定しているものではないが、例えば、夏季休業プールであるとか、あとは学習の補助授業のようなものをやっているところもあるし、学校によっては夏季休業が終わる直前にオンラインでの登校日みたいなのを設けているところもある。各学校で工夫してそういったところを進めているところである。

以上である。

教育長

一時期、夏休みを短縮して8月の下旬から学校を始めた時期があった。授業時間数確保という。それは第2土曜日を授業に充てるということで解消していたような経緯がある。今はどうなっているか。

教育指導課長

夏季休業日については、7月21日から8月末日までということで、期間については変えているところはない。授業時間の確保については、第2土曜日などをもって既に補充できているというところである。

以上である。

教育長

何かあるだろうか。

仲山委員。

仲山委員

関連だが、熱中症対策に関してはどのようにされているのだろうか。

保健給食課長

他の自治体で死亡の事例などもあったので、これも含めて、その都度、当然のことながら通知をし、徹底している。これまでも熱中症警戒アラートであるとか、そうしたものも含めて周知してきたところを徹底している。

以上である。

仲山委員

例えば、具体的に三十何度を超えたら校庭で遊ぶのを禁止するとか、例えばだが、何かそういう具体的な、約束事はあるのか。

教育長

全校に熱中症計を配備しなかったか。

保健給食課長

一般的に温度というよりも熱中症指数という、WBGTとかいろいろ言われているが、そうしたものを計測する機械はそれぞれの学校にも配備しているの、それぞれ、例えば31を超えたらとか、33を超えたらという決まり事は既に周知している。その辺については従来どおりということで、遵守するようにということをその都度言っているという状況である。

以上である。

保育課長

参考までに、保育園でも大変この夏の暑さは厳しくて、今、保健給食課長からもあったが、熱中症計を配備しながら、例えば、水浴び、園庭での遊び、また、お散歩等というのを確認しながらやっているところである。この夏の暑さは大変厳しくて、9時から30分ぐらいでもう熱中症計が基準を超えてしまって、水浴びをやめたりだとか、お散歩もせっかく行けるのに行けないねみたいな話で子供たち聞いている。いずれにしても安全が第一であるので、そこを重視しながら、区内の認可保

育園だけではなくて様々なところにご通知も差し上げているところであるので、子供たちの安全を守っていきたいと思っている。

仲山委員

対策ではないが、今、世界的にこういう異常な気象になっていて、まさにそれを肌で感じているときこそ、その原因は何なのか。それで私たちはどう振る舞わなくてはいけないかということを発信する一番有効な機会だと思う。寒くなってきてからだとなかなか実感がわからない。まさに将来、社会を支えていく小中高生の人に対して、実は今これだけ暑いのはこういったことが原因になっていると考えられているということ、もう一層強く、機会を見て、授業でやらなくても構わないと思うが、何かの機会を見て子供たちに発信してもらいたいと思う。

教育長

どうぞ。

坂口委員

プールの水が何度を超えたら駄目という、楽しみのプールもできない日がいっぱいあった夏である。おっしゃったように、本当に地球温暖化は全員で考えるときかもしれない。そのことで、プールができないよと。だから子供はうちの中でじっとして、学校のプールも、むなしくお風呂のようになって待っていた。というのを聞いている。

教育長

今は使っていないが、かつては水温プラス気温が50度以上にならないと駄目と。今は気温がとても高いから、ほとんど死文化してやっていると思うが、そういうのがあったことは確かに事実である。

どうぞ、岡田委員。

岡田委員

今のプールのことで、私ちょっと教えていただきたかったが、夏休み中のプール指導というのは、小中学校で今、何日間ぐらいでやっているのか。

教育指導課長

まず、小学校で行われている学校が多くある。ただ、教育委員会の中で何日とかというのを定めているものではないので、学校によって3日であったり、学校によって1週間であったり、それはまちまちである。また、学習教室、補充教室みたいなものも、その機会で設けている学校もあり、あわせて、子供たちの夏休みの学ぶ機会としているところである。

教育長

どうぞ。

岡田委員

私が教員の頃には20日ぐらいプール指導に借り出された記憶なのだが、今そういう状況ではほとんどないと。

教育指導課長

かなり日数的には以前に比べると制限され厳選されているというような状況である。ただ、今年の実態を見ると、夏休み中に設定された水泳教室も、このような状況だったので、中止を余儀なくされているところも多くあったと伺っている。

以上である。

教育長

どうぞ。

岡田委員

働き方改革に関してなのだが、先生方の夏休み中の勤務で、やっぱりまとめて休む時間が必要かなと思うが、夏休みの取得状況というのは、今、データはお持ちではないかと思うが、大体取っていらっしゃるのか。

教育指導課長

今、細かなデータは手元にないが、まず、夏休み、夏季休業期間中には学校休業日というものを5日を目安にして取るということ、そうすると土曜日、日曜日を2回挟んだ5日間となると、大体10日間近くの連続した休みを非常に取りやすい期間を設けている。実際、かなりの教員が夏休みの利用に、夏季休暇はもちろんであるが、年休を取得しているという状況があって、年間を通すと、夏休みだけではなくて冬休みも含めて相当の年休を取得されているという実態がある。

教育長

ほかにないだろうか。

ないようであれば、以上をもって、第16回教育委員会定例会を終了する。